

事業者の皆様へ

2019年2月19日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
検査・業務管理部

予定されている消費税率の変更を踏まえた今後の対応につきまして

事業者の皆様には、平素より当機構の事業にご理解ご協力賜り、誠に有難うございます。

消費税法により、2019年10月1日に消費税及び地方消費税率（以下「消費税率」という。）が「10%」に変更される予定です。

当機構におきましては、2019年10月以降に業務が完了する委託契約（業務委託、共同研究委託、実証事業委託及び調査委託契約）において、その対応が必要となります。

基本的に、委託契約におきましては、契約締結日に関わらず業務完了日に適用される消費税率を当該契約に適用することといたします。（複数年度契約の場合には、年度毎に整理し、当該年度の業務完了日に適用される消費税率を当該年度に適用します。）

つまり、当機構の委託契約につきましては、消費税法に規定されている経過措置は適用しないと整理いたしますので、予めご承知おき下さい。

詳細につきましては、以下の資料にまとめておりますので、ご一読いただき、当機構事業担当部の連絡を踏まえ、消費税率変更に係る対応を行っていただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

[資料]

- 資料1：消費税率の変更に伴う対応（概要）
- 資料2：消費税率の変更に伴う契約について
- 資料3：消費税率の変更に伴う経費計上について
- 参 考：月別項目別明細表及び経費発生調書の記入例

※本件に関する基本的な考え方についての問い合わせは、下記メール宛に
お願い致します。（個別事業毎の対応につきましては事業担当部まで）
e-mail:helpdesk@ml.nedo.go.jp

以上